

改正

令和7年3月18日議会告示第1号

令和7年3月28日議会告示第5号

令和8年3月31日議会告示第2号

令和8年10月1日議会告示第4号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に

規定する被保険者等記号・番号

- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する加入者等記号・番号等
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する加入者等記号・番号等
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する加入者等記号・番号等
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する加入者等記号・番号等
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第201条の2第1項に規定する被保険者番号等
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生し

たおそれがある事態

- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(書類の様式)

第8条 次の表の左欄に掲げる書面等の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左欄	右欄
1	条例第17条第1項の個人情報取扱 事務登録簿	個人情報取扱事務登録簿（様式第1号）
2	条例第18条第1項の個人情報ファ イル簿	個人情報ファイル簿（様式第2号）
3	条例第20条第1項の開示請求書	保有個人情報開示請求書（様式第3号）
4	条例第25条第1項の書面	保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）
5	条例第25条第2項の書面	保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）
6	条例第26条第2項の書面	保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）
7	条例第27条第1項の書面	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第 7号）
8	条例第28条第2項の書面	愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 28条第2項の規定に基づく通知・意見照会書（様式第 8号）
9	条例第28条第1項及び第2項の意 見書	保有個人情報の開示に係る意見書（様式第9号）
10	条例第28条第3項の書面	保有個人情報の開示決定をした旨の通知書（様式第10 号）
11	条例第29条第3項の規定による申 出	保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第11号）
12	条例第33条第1項の訂正請求書	保有個人情報訂正請求書（様式第12号）
13	条例第35条第1項の書面	保有個人情報訂正決定通知書（様式第13号）
14	条例第35条第2項の書面	保有個人情報不訂正決定通知書（様式第14号）
15	条例第36条第2項の書面	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第15号）
16	条例第37条第1項の書面	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第 16号）
17	条例第40条第1項の利用停止請求 書	保有個人情報利用停止請求書（様式第17号）
18	条例第42条第1項の書面	保有個人情報利用停止決定通知書（様式第18号）

19	条例第42条第2項の書面	保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第19号）
20	条例第43条第2項の書面	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第20号）
21	条例第44条第1項の書面	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第21号）
22	条例第20条第2項に規定する保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類	保有個人情報開示請求に係る委任状（様式第22号）
23	条例第33条第2項に規定する保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類	保有個人情報訂正請求に係る委任状（様式第23号）
24	条例第40条第2項に規定する保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類	保有個人情報利用停止請求に係る委任状（様式第24号）

（手続の方法）

第9条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を送付し、又は提出することによって行うものとする。

項	左欄	右欄
1	条例第28条第1項の規定による通知	愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定に基づく通知・意見照会書（様式第25号）
2	条例第46条第2項の規定による通知	愛媛県議会運営委員会諮問通知書（様式第26号）

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第10条 議長は、個人情報ファイル（条例第18条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報

ファイル簿を修正しなければならない。

- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第18条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第18条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第18条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第18条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第18条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第18条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第18条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第18条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（代理人による開示請求等）

第11条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により開示請求等をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、

書面でその旨を議長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求等は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定等の際に通知すべき事項)

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(第三者意見照会書等)

第13条 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

(電磁的記録の開示方法)

第14条 条例第29条第1項に規定する議長が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法とする。ただし、当該方法により難しいときは、議長が適当と認める方法により行うものとする。

電磁的記録の種類	開示の方法
1 録音され、又は録画された電磁的記録	視聴又は写し（複製物を含む。以下同じ。）の交付
2 1に掲げるもの以外の電磁的記録	視聴、用紙に出力したものの閲覧若しくは交付

	又は写しの交付
--	---------

(文書等の写しの交付の部数)

第15条 保有個人情報記録されている文書等（これを複写した物を含む。以下同じ。）の写しの交付の部数は、開示の請求があった保有個人情報記録された文書等1件につき1部とする。

(文書等の開示の実施等)

第16条 保有個人情報記録されている文書等の開示は、議長が指定する日時及び場所においてするものとする。

2 保有個人情報記録されている文書等を閲覧し、又は視聴する者は、当該文書等を丁寧に扱うこととし、これを汚損し、又は破損してはならない。

3 議長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、文書等の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することがある。

4 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(費用の額)

第17条 条例第31条第2項の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。

(1) 写しの作成に要する費用 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

区分	金額
ア 複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付	交付する用紙1枚(用紙の両面に複写する場合にあっては、片面を1枚とする。以下同じ。)につき10円
イ 複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付	交付する用紙1枚につき20円
ウ 保有個人情報記録された文書等を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき40円

エ 保有個人情報記録された文書等を光ディスク（日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき50円
オ アからエまでに掲げるもの以外のものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額

（２） 送付に要する費用 当該写しの送付に要する費用に相当する額

（費用の納付の方法）

第18条 前条各号に規定する費用について、納付の方法は、次の各号の定める場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

（１） 次号に掲げる方法により交付を受ける場合以外の場合 前条第 1 号に掲げる額を現金で納付する方法

（２） 文書等の写しの送付により交付を受ける場合 前条第 1 号に掲げる額と同条第 2 号に掲げる額とを合計した金額を愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第17条第 1 項に規定する納入通知書又は情報通信技術を活用した愛媛県議会の活動の推進に関する条例（令和 6 年愛媛県条例第28号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた開示請求により得られた納付情報により納付する方法

（実施状況の公表）

第19条 条例第52条の規定による公表は、愛媛県報によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成14年愛媛県議会告示第 2 号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第10条第 1 項及び第 3 項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年愛媛県議会告示第 2 号）の施行後遅滞なく」とする。

前 文（抄）（令和 7 年 3 月18日議会告示第 1 号）

令和 7 年 3 月24日から施行する。

この規程の施行の際現に改正前の愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程様式第 3 号、様式第12号及び様式第17号の規定により提出されている書類は、それぞれ改正後の愛媛

県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程様式第3号、様式第12号及び様式第17号の規定により提出された書類とみなす。

前 文（抄）（令和7年3月28日議会告示第5号）

令和7年4月1日から施行する。

前 文（抄）（令和8年3月31日議会告示第2号）

令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は同年6月14日から施行する。

様式第1号（第8条関係） 個人情報取扱事務登録簿

登録（変更）年月日		年 月 日（ 年 月 日変更）	
個人情報取扱事務を所管する組織の名称		登 録	
		保 有	
個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務の目的			
根拠法令等			
個人情報の対象者の範囲			
個人情報の記録項目	基本的情報	☐ 個人識別符号 ☐ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 顔画像 ☐ 住所・居所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス ☐ その他（ ）	
	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪により害を被った事実 ☐ 心身の機能の障害 ☐ 医師等により行われた健康診断等の結果 ☐ 医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続	
	その他の情報	☐ 心身の状況 ☐ 家庭生活の状況 ☐ 社会生活の状況 ☐ 資産・収入の状況 ☐ 意見・要望 ☐ 相談 ☐ その他（ ）	
保有個人情報の目的外の利用の有無及び提供の状況		☐ 有（条例第12条第2項第 号該当） ☐ 無	
		提供先	☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他（ ）
外部委託の有無		☐ 有（委託内容 ） ☐ 無	
保有個人情報の保有形態		☐ 電子計算機処理ファイル ☐ マニュアル（手作業）処理ファイル ☐ その他のファイル	
個人情報ファイル簿の作成の有無		☐ 有（ファイル名 ） ☐ 無	
備考			

注 ☐のある欄は、該当する☐の中にレ印を付けること。

様式第2号（第8条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの 名称	
個人情報ファイルを 保有する機関名	
個人情報ファイルが 利用に供される事務 をつかさどる組織の 名称	
個人情報ファイルの 利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報の有 無	☐ 有 ☐ 無
記録情報の経常的提 供先	
開示請求等を受理す る組織の名称及び所 在地	(名 称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手續 等	
備考	

注 ☐のある欄は、該当する☐の中にレ印を付けること。

様式第3号（第8条関係） 保有個人情報開示請求書
（表）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

愛媛県議会議長

様

ふりがな

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

請求者

住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒

電話番号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第20条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報の内容（具体的に記入してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記入は任意です。）

（1）又は（2）に○印を付してください。（1）を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記入してください。

（1） 事務所（窓口）における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ☐ 閲覧

（これに引き続く写しの交付の希望の有無 ☐ 有 ☐ 無）

☐ 写しの交付

☐ 視聴

（これに引き続く写しの交付の希望の有無 ☐ 有 ☐ 無）

＜実施の希望日＞ 年 月 日

（2） 写しの送付を希望する。

3 開示請求者等

(1) 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

(2) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記入してください。)

ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人
☐ 任意代理人委任者
（ふりがな）

イ 本人の氏名

ウ 本人の住所又は居所

エ 本人の電話番号

4 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証
☐ 個人番号カード
☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
☐ その他（ ）

(2) 法定代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本（開示請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）
☐ 登記事項証明書（開示請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）
☐ その他（ ）

(3) 任意代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 ☐ 委任状（様式第22号）（開示請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）
☐ その他（ ）

5 受付年月日

年 月 日

注意

- 1 請求書を送付して請求をする場合にあっては、上記請求者本人確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあっては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類）の写しに加えて住民票の写し（開示請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあっては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合（当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。）にあっては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険の資格確認書等の写しを提出する場合にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにし

てください。

- 2 「2 求める開示の実施方法等」の欄及び「3 開示請求者等」の欄の口のある欄は、該当する口の中にレ印を付けてください。
- 3 「4 本人確認等」の欄及び「5 受付年月日」の欄は、記入しないでください。

（表）

保有個人情報開示決定通知書（全部開示）

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示することに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第25条第1項の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容

--

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

2 開示する保有個人情報の利用目的

--

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

(2) 事務所（窓口）における開示を実施することができる日時及び場所

期間：

時間：

場所：

(3) 写しの作成に要する費用 円

(4) 写しの送付に要する費用 円

(5) 写しの送付を希望する場合の準備日数 日

4 主務課

電話番号

内線

注意

- 1 開示を受ける当日、事務所（窓口）に来られる際に、この通知書をお持ちください。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報が記録された文書等の全部若しくは一部を開示できなくなる場合又は開示の日時を変更する場合があります。

（表）

保有個人情報開示決定通知書（部分開示）

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第25条第1項の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容

--

2 開示をしないこととした部分及びその理由

--

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

(2) 事務所（窓口）における開示を実施することができる日時及び場所

期間：

時間：

場所：

(3) 写しの作成に要する費用 円

(4) 写しの送付に要する費用 円

(5) 写しの送付を希望する場合の準備日数 日

5 主務課

電話番号

内線

注意

- 1 開示を受ける当日、事務所（窓口）に来られる際に、この通知書をお持ちください。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報が記録された文書等の全部若しくは一部を開示できなくなる場合又は開示の日時を変更する場合があります。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第25条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示をしないこととした理由	
主務課	電話番号 内線

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年愛媛県条例第 39 号）第 26 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の内容	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
主務課	電話番号 内線

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号。以下「条例」という。）第27条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
条例第27条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
主務課	電話番号 内線

様式第 8 号（第 8 条関係） 愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第 2 項の規定に基づく通知・意見照会書

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例
第28条第2項の規定に基づく通知・意見照会書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、条例第28条第2項の規定により次のとおり照会します。

当該保有個人情報を開示することについて意見があるときは、同封した保有個人情報の開示に係る意見書（様式第9号）により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第28条第2項各号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに 関する情報の内容	
意見書の提出先	主務課： 所在地： 電話番号：
意見書の提出期限	年 月 日

注1 保有個人情報の開示に係る意見書を添付すること。

2 ☐のある欄は、該当する☐の中にレ印を付けること。

見書

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

愛媛県議会議長 様

ふりがな
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所又は居所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有 個人情報の内容	
開示に関しての意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 1 支障（不利益）がある部分 2 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

記入上の注意

☐のある欄は、該当する☐の中にレ印を付けてください。

保有個人情報の開示決定をした旨の通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 印

から 年 月 日付けで保有個人情報の開示に係る意見書（様式第9号）の提出があった保有個人情報について、次のとおり開示することに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第28条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
主務課	電話番号 内線

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号（第8条関係） 保有個人情報の開示の実施方法等申出書

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

愛媛県議会議長 様

ふりがな
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒

電話番号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第29条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の日付及び文書番号

日付： 年 月 日

文書番号：

2 開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の内容	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 (これに引き続く写し交付の希望の有無 ☐ 有 ☐ 無) ② 一部（求める部分） (これに引き続く写し交付の希望の有無 ☐ 有 ☐ 無)
	(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部（求める部分）
	(3) 視聴	① 全部 (これに引き続く写し交付の希望の有無 ☐ 有 ☐ 無) ② 一部（求める部分） (これに引き続く写し交付の希望の有無 ☐ 有 ☐ 無)

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 ☐午前 ☐午後

4 写しの送付の希望の有無 ☐有 ☐無

記入上の注意

- 「2 開示の実施方法」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- ☐のある欄は、該当する☐の中にレ印を付けてください。

様式第12号（第8条関係） 保有個人情報訂正請求書
（表）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

愛媛県議会議長 様

ふりがな
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒

電話番号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正を請求する保有個人情報の内容等

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の内容等	開示決定通知書の日付及び文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の内容：
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

2 訂正請求者等

(1) 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
(2) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記入してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所 エ 本人の電話番号

(裏)

3 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証
☐ 個人番号カード
☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書と
みなされる外国人登録証明書
☐ その他（ ）

(2) 法定代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本（訂正請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）
☐ 登記事項証明書（訂正請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）
☐ その他（ ）

(3) 任意代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 ☐ 委任状（様式第23号）（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）
☐ その他（ ）

4 受付年月日

年 月 日

注意

- 1 請求書を送付して請求をする場合にあっては、上記請求者本人確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあっては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類）の写しに加えて住民票の写し（訂正請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあっては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合（当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。）にあっては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険の資格確認書等の写しを提出する場合にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。
- 2 「2 訂正請求者等」の欄の□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 3 「3 本人確認等」の欄及び「4 受付年月日」の欄は、記入しないでください。

保有個人情報訂正決定通知書（全部訂正）

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正することに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第35条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨	
訂正する内容及び理由	(訂正する内容) (訂正する理由)
主務課	電話番号 内線

保有個人情報訂正決定通知書（部分訂正）

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおりその一部を訂正することに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第35条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨	
訂正する内容及び理由	(訂正する内容) (訂正する理由)
訂正をしない内容及び理由	(訂正をしない内容) (訂正をしない理由)
主務課	電話番号 内線

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正しないことに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第35条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の内容	
訂正をしないことと した理由	
主務課	電話番号 内線

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第36条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の内容	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
主務課	電話番号 内線

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号。以下「条例」という。）第37条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
条例第37条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
主務課	電話番号 内線

様式第17号（第8条関係） 保有個人情報利用停止請求書
（表）

保有個人情報利用停止請求書	
年 月 日	
愛媛県議会議長 様	
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
〒	
電話番号	
愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号。以下「条例」という。）第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。	
1 利用停止を請求する保有個人情報の内容等	
利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開 示を受けた保有個人 情報の内容等	開示決定通知書の日付及び文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の内容：
利用停止請求の趣旨 及び理由	（趣旨） □条例第39条第1項第1号該当 → □利用の停止 □消 去 □条例第39条第1項第2号該当 → 提供の停止 （理由）
2 利用停止請求者等	
(1) 利用停止請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人	
(2) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記入してくだ さい。）	
ア 本人の状況 □未成年者（ 年 月 日生） □成年被後見人 □任意代理人委任者 （ふりがな）	
イ 本人の氏名	

ウ 本人の住所又は居所

エ 本人の電話番号

(裏)

3 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証
☐ 個人番号カード
☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書と
みなされる外国人登録証明書
☐ その他（ ）

(2) 法定代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本（利用停止請求の日前30日以内に交付されたものに
限る。）
☐ 登記事項証明書（利用停止請求の日前30日以内に交付され
たものに限る。）
☐ その他（ ）

(3) 任意代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 ☐ 委任状（様式第24号）（利用停止請求の日前30日以内に作
成されたものに限る。）
☐ その他（ ）

4 受付年月日

年 月 日

注意

- 1 請求書を送付して請求をする場合にあっては、上記請求者本人確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあっては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類）の写しに加えて住民票の写し（利用停止請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあっては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合（当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。）にあっては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険の資格確認書等の写しを提出する場合にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。
- 2 「1 利用停止を請求する保有個人情報の内容等」の欄及び「2 利用停止請求者等」の欄の口のある欄は、該当する口の中にレ印を付けてください。
- 3 「3 本人確認等」の欄及び「4 受付年月日」の欄は、記入しないでください。

保有個人情報利用停止決定通知書（全部利用停止）

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止することに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第42条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨	
利用停止する内容及び理由	(利用停止する内容) (利用停止する理由)
主務課	電話番号 内線

保有個人情報利用停止決定通知書（部分利用停止）

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおりその一部を利用停止することに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第42条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨	
利用停止する内容及び理由	(利用停止する内容) (利用停止する理由)
利用停止をしない内容及び理由	(利用停止をしない内容) (利用停止をしない理由)
主務課	電話番号 内線

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止しないことに決定したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第42条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報の内容	
利用停止をしないことと した理由	
主務課	電話番号 内線

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報の内容	
延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
主務課	電話番号 内線

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号。以下「条例」という。）第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
条例第44条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
主務課	電話番号 内線

様式第22号（第8条、様式第3号関係） 保有個人情報開示請求に係る委任状
様式第22号（その1）

保有個人情報開示請求に係る委任状（特定個人情報以外の保有個人情報）

（代理人）住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 ☐ 保有個人情報の開示請求を行う権限
- 2 ☐ 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 ☐ 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 ☐ 開示請求に係る保有個人情報を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る保有個人情報を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 5 ☐ 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所又は居所

氏名

㊟

電話番号

注意

- 1 ☐ のある欄は、該当する ☐ の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 開示請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限る。）
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

保有個人情報開示請求に係る委任状（特定個人情報）

（代理人）住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 ☐ 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 ☐ 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 ☐ 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 ☐ 開示請求に係る特定個人情報を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 5 ☐ 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所又は居所

氏名

印

電話番号

注意

- 1 ☐ のある欄は、該当する ☐ の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 開示請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限る。）
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第23号（第8条、様式第12号関係） 保有個人情報訂正請求に係る委任状
様式第23号（その1）

保有個人情報訂正請求に係る委任状（特定個人情報以外の保有個人情報）

（代理人）住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 ☐ 保有個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 ☐ 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 ☐ 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 ☐ 訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所又は居所

氏名

㊞

電話番号

注意

- 1 ☐ のある欄は、該当する ☐ の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 訂正請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限る。）
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

保有個人情報訂正請求に係る委任状（特定個人情報）

（代理人）住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 ☐ 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 ☐ 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 ☐ 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 ☐ 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所又は居所

氏名

㊞

電話番号

注意

- 1 ☐ のある欄は、該当する ☐ の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 訂正請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限る。）
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第24号（第8条、様式第17号関係） 保有個人情報利用停止請求に係る委任状
様式第24号（その1）

保有個人情報利用停止請求に係る委任状（特定個人情報以外の保有個人情報）

（代理人）住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 ☐ 保有個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 ☐ 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 ☐ 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 ☐ 利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び
利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所又は居所

氏名

㊞

電話番号

注意

- 1 ☐ のある欄は、該当する ☐ の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 利用停止請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限る。）
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

保有個人情報利用停止請求に係る委任状（特定個人情報）

（代理人）住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 ☐ 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 ☐ 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 ☐ 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 ☐ 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び
利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所又は居所

氏名

㊞

電話番号

注意

- 1 ☐ のある欄は、該当する ☐ の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 利用停止請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限る。）
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第25号（第9条関係） 愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定に基づく通知・意見照会書

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例
第28条第1項の規定に基づく通知・意見照会書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第1項の規定により次のとおり照会します。

当該保有個人情報を開示することについて意見があるときは、同封した保有個人情報の開示に係る意見書（様式第9号）により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに 関する情報の内容	
意見書の提出先	主務課： 所在地： 電話番号：
意見書の提出期限	年 月 日

注 保有個人情報の開示に係る意見書を添付すること。

愛媛県議会運営委員会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 

年 月 日付けの次の審査請求については、愛媛県議会運営委員会に諮問したので、愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年愛媛県条例第39号）第46条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求の対象となった決定等	
審査請求	1 審査請求年月日 2 審査請求の趣旨
諮問年月日	年 月 日
主務課	電話番号 内線